

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成16年12月9日(2004.12.9)

【公表番号】特表2000-508994(P2000-508994A)

【公表日】平成12年7月18日(2000.7.18)

【出願番号】特願平9-538098

【国際特許分類第7版】

B 6 5 D 5/74

B 3 1 B 1/32

B 3 1 B 1/90

B 6 5 D 5/40

B 6 5 D 47/06

【F I】

B 6 5 D 5/74 A

B 3 1 B 1/32 3 0 1

B 3 1 B 1/90 3 0 1

B 6 5 D 5/40 B

B 6 5 D 47/06 Z

【手続補正書】

【提出日】平成16年4月2日(2004.4.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 手 続 補 正 書

平成16年4月2日

特許庁長官殿

## 1. 事件の表示

平成9年特許願第538098号



## 2. 補正をする者

事件との関係 特許出願人

名 称 テトラ ラバル ホールディングス エ フィナンス  
 ソシエテ アノニム

## 3. 代 理 人

居 所 〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目2番1号  
 新 大 手 町 ビ ル デ ン グ 3 3 1  
 電 話 (3211) 3651 (代表)  
 氏 名 (6669) 渡 木 告



## 4. 補正により減少する請求項の数 34

## 5. 補正対象書類名

請求の範囲

## 6. 補正対象項目名

請求の範囲

## 7. 補正の内容 別紙のとおり



## 『 請 求 の 範 囲

1. 板紙をベースとする容器にして、

全体が長方形の断面を成すように折り曲げられた側部パネルを有するスリーブであって、前記側部パネルが、折り曲げ線のところで相互に分割されている、側部端部セクション、上端部セクションおよび下端部セクションを有し、前記上端部セクションが、折り曲げ線により、対向する一対の内部セクション、および対向する一対の外部セクションに分割され、前記対向する内部および外部セクション対の各々がカットアウトを有し、前記対向する内部セクション対の各々が、中央領域およびこの中央領域の両側で横方向に対向する側部領域を形成するように、折り曲げ線により画定され、前記上端部セクションが容器のほぼ平らな頂部を形成するために折り曲げられて密封され、この容器では、対向するセクションの各内部対の横方向に対向する側部領域が、対向する側部の外部対のそれぞれ一つの一部と、各中央領域との間に位置していて、前記上端部セクションのカットアウトが、露出した板紙基板を具備する縁部を備えた開口部を形成するスリーブと、

フランジおよび頸部を備えた器具であって、前記頸部が容器内部から容器外部に延び、前記フランジが容器の内面上に固定されていて、容器の内部から露出した板紙の縁部を容易に保護できる器具とを有する、板紙をベースとする容器。

2. 請求項1記載の容器において、前記器具が飲み口である、板紙をベースとする容器。

3. 請求項2記載の容器において、さらに前記器具の頸部上にキャップを備える、板紙をベースとする容器。

4. 請求項2記載の容器において、前記頸部がネジ山付きで、さらに、前記頸部に固定されているネジ山付きキャップを備える、板紙をベースとする容器。

5. 請求項1記載の容器において、前記カットアウトが、容器の頂部の中央位置にほぼ円形の開口部を形成するために結合する弓状のカットアウトである、板紙をベースとする容器。

6. 請求項1記載の容器において、前記下端部セクションは、露出した板紙基板のすべての縁部が容器内部から隔離されている底部を形成するために折り曲げられる、板紙をベースとする容器。

7. 請求項1記載の容器において、密封容器を形成するために、前記下端部セクションと、前記上端部セクションとが密封される、板紙をベースとする容器。』